

# 博物館協議会運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、博物館法第20条並びに北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例第8条に規定する博物館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 協議会は、北九州市立自然史・歴史博物館の運営に関し、館長の諮問に応じ、中・長期的な課題等について調査・審議するとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

## (組織)

第3条 協議会は20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

## (委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の辞職等により新たに委員を補充したときは、その委員の任期は前委員の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

## (会長及び副会長の任期等)

第5条 会長及び副会長の任期は、2年とする。

2 会長及び副会長の再任は、妨げないものとする。

## (協議会の招集等)

第6条 協議会は、会長が招集し、会を主宰する。

2 協議会の回数は、毎年1回とする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りではない。

## (定足数及び議決)

第7条 協議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者から意見等を求めることができる。

(傍聴)

第9条 協議会は、会長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 協議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第10条 協議会の会議録は、これを作成し、公開する。

(事務局)

第11条 協議会の事務局を教育委員会自然史・歴史博物館普及課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長がこれを定める。

付 則

この要綱は、平成15年 9月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。